

## 1 事業名

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

## 2 事業の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置付けが五類感染症となった。

これに伴い人事院規則において国家公務員の特殊勤務手当における防疫等作業手当の特例が改正されたことに鑑み、本市の一般職員の特殊勤務手当における防疫作業手当の特例について所要の改正を行うものである。

## 【改正概要】

## &lt;現 行&gt;

- (1) 支給対象：新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のため緊急に行われた措置に係る作業
- (2) 支給額：1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に従事した場合には、4,000円）

## &lt;改正後&gt;

- (1) 支給対象：特定新型インフルエンザ等から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業
- (2) 支給額：1日につき4,000円を超えない範囲内において市長が定める額

## 3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、必要に応じて条例改正が行われる見込みである。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

△8,615 千円

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第45号 所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

附 則

(防疫作業手当の特例)

- 6 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、市長が定めるものをいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は、適用しない。
- 7 前項の手当の額は、1日につき4,000円を超えない範囲内において市長が定める額とする。

附 則

(防疫作業手当の特例)

- 6 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）のまん延の防止のため緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は、適用しない。
- 7 前項の手当の額は、1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。